

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（第6回） 次第

日時：2023年（令和5年）5月15日（月）9:30～

場所：洲本市役所 6階 議会会議室

出席：河瀬委員長、上村委員、家木委員、池田専門委員

事務局：洲本市総務課

1. 開会

- ・専門委員の出席ならびに発言を許可

2. 委員長あいさつ

3. 報告事項

(1) 監査法人調査チームによる最終報告書を受け取り

・第2回委員会（令和4年12月13日）において、監査法人調査チームによる調査報告書を受け取ったが、その後に調査チームが入手した情報による追記作業がなされていた。令和5年3月末時点で、監査法人調査チームからの最終的な調査報告書を当調査委員会として受け取った旨を報告する。

(2) 商品代と送料・梱包費の不適切な付け替え

・市が保有している参加事業者A～Cの登録時の商品記事フォームと請求書データ（令和3年4月以降）より、比較可能な商品について、3割基準と5割基準を試算した。結果は以下の通り。

	参加事業者A		参加事業者B		参加事業者C	
	登録時	請求時	登録時	請求時	登録時	請求時
検証した返礼品数	58 返礼品		2 返礼品		19 返礼品	
3割基準の平均値	33.21% 違反	30.77% 違反	39.00% 違反	30.00%	31.32% 違反	27.98%
5割基準の平均値	48.63%	60.82% 違反	60.17% 違反	71.19% 違反	46.83%	61.46% 違反

備考1) 3割基準＝商品代金÷寄付金額（商品記事フォーム記載金額）

備考2) 5割基準＝（商品代金＋送料（東京）＋梱包代金）÷寄付金額（商品記事フォーム記載金額）、5割基準は個々の返礼品に対して適用されるものではないが、参考として試算した。

・登録時で3割基準違反（30%を超えている）となっており、請求時には商品代金を引き下げ、送料に付け替える操作が行われている（登録時の寄付金額を引き上げる操作は行われていない）。たとえば、参加事業者Bの2商品は、登録時に39.00%だったが、請求時は30.00%となっている。具体的な事例は【資料1】を参照。なお、参加事業者A、参加事業者B、参加事業者Cは、同一経営者

企業グループである。

・本来、商品代金が寄付金額の3割を超える場合は、寄付金額を引き上げるべきである。登録時に3割基準違反である返礼品を扱ったことは重大な問題であり、【資料1】表にもあるように、3割基準を無視し、寄付金額を頻繁に引き下げ、商品代金を引き下げ、送料を引き上げる操作を行ったことも大きな問題である。

(3) 市による牛一頭買い

・市は、牛肉の返礼品のために、市の負担による牛一頭買いを繰り返していた。当委員会の調査によれば、65.5頭の牛一頭買いが確認されている。行政がふるさと納税の返礼品のために牛一頭買いを行うことは前代未聞であるばかりか、市の買い取りにより、参加事業者の返礼品の商品代金がゼロ円になるなど、ふるさと納税業務における適切な管理を行うことができない。

・国内で飼育される牛には、牛トレーサビリティ法に基づき、10桁の個体識別番号がついている。個体識別番号を家畜改良センター「牛の個体識別情報検索サービス」のウェブサイトにて検索すれば、その牛の出生からと畜までの異動履歴を検出できる。そこで、請求書データに含まれる個体識別番号を用いて、その個体が洲本市を経ているかどうかをチェックし、地場産品基準に違反しているかどうかを検証した。なお、市には、個体識別番号が表示された請求書と、表示されていない請求書が存在したため、地場産品基準の検証は個体識別番号のついている請求書データに限定された。結果は下記である。

	参加事業者 A		参加事業者 D		参加事業者 E	
	2020年度	2022年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
市に請求された個体数 (うち個体識別番号のある個体数) [うち地場産品基準違反の個体数]	11.5 (0) [0]	1 (1) [0]	5 (0) [0]	17 (10) [5]	23 (23) [9]	6 (6) [2]
合計	12.5 (1) [0]		22 (10) [5] 50.00%		29 (29) [11] 37.93%	

※ 上記個体数には、下記にて説明する個体識別番号が重複する個体2頭は含んでいない。また、事業年度の区分は、請求書の発行日をもとに行っている。

・個体識別番号のついた牛のなかで、洲本市を経していない牛の存在が確認された。これらの牛は地場産品基準違反となる。参加事業者 D の個体識別番号のある牛 10 頭のうち 5 頭、参加事業者 E の牛 29 頭のうち 11 頭が地場産品基準違反である。なお、参加事業者 A、参加事業者 D、参加事業者 E は、同一経営者企業グループであり、寄附者への返礼品の配送料及び梱包費に関する洲本市への請求は、参加事業者 A のみから行われている。

・【資料2】には、参加事業者 E からの市への牛一頭買いの請求書のサンプルを2つ示した。牛一頭あたりの単価は、ほとんどが 140 万円に設定されている。牛は重さや等級によって単価が異なるた

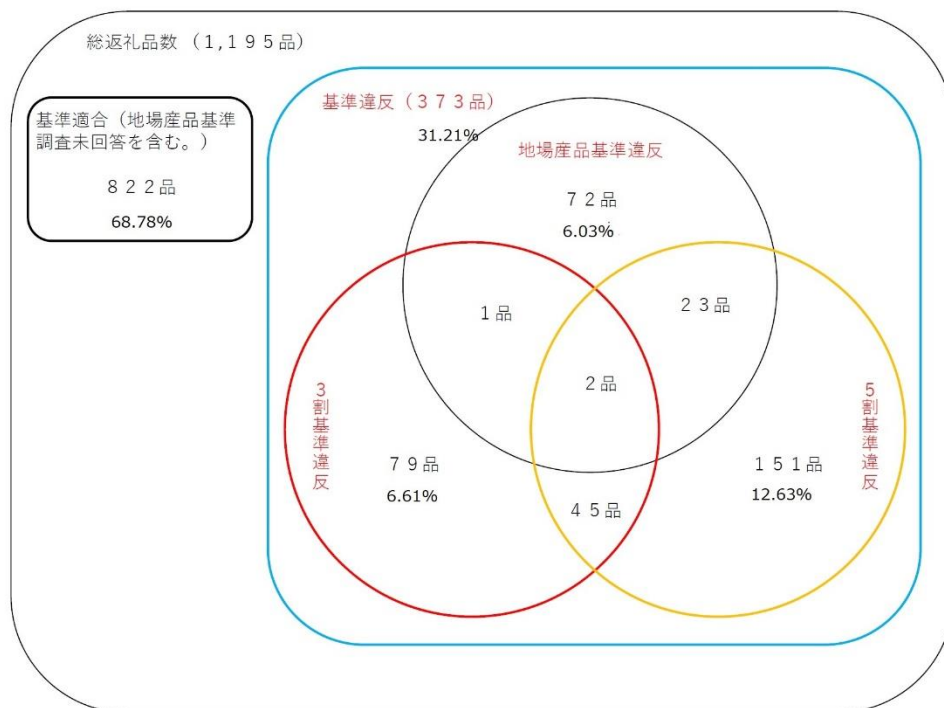
め、同じ価格になることは不自然である。また、請求書には個々の牛の重量も判明しない。このような不自然な単価での請求を問題視しなかった市の運用に問題がある。

・【資料2】の請求書には、牛の個体識別番号が記されているが、同じ番号が示されている。つまり、同じ番号で二重に請求がなされており、このような請求を問題視しなかった市の運用に問題がある。

(4) 事業者アンケートの最終結果

・当委員会は事業者アンケートの追加調査を実施した。最終的な回答率は事業者数で89.6%、返礼品数で94.3%であった。以下が結果である。

調査結果	事業者数 (※再送不要含む)	返礼品数 (※再送不要含む)
発送数	115	1,011品
回答数	103	953品
回答率	89.6%	94.3%



備考) 総返礼品数1,195品のうち、調査対象1,011品以外の返礼品184品は、温泉利用券、お食事券、商品券、医療や体験などの利用券といった洲本市内で提供される役務(サービス)である。

・総返礼品数1,195品のうち、基準違反は373品(31.21%)であった。そのうち地場産品基準違反は98品(8.20%)、3割基準違反は127品(10.62%)、5割基準違反は221品(18.49%)であった。なお、これらの品数については、上図のとおり重複基準違反を含むものである。今回の追加

調査により、返礼品数でみた回答率は94.3%となり、ほとんどの返礼品の状況をカバーできたと判断されることから、事業者アンケート調査は終了とする。

(5) ふるさと納税業務にともなう異常な勤務状態

・ふるさと納税の寄付金額が増加するなか、市のふるさと納税業務も増加する一方で、魅力創生課以外の職員を動員することで対応していた。特に、年末年始には、確定申告が不要になるワンストップ特例制度への対応のため、魅力創生課の職員約10人とアルバイトに加え、他課より応援が必要だった。たとえば、令和3年の年末から令和4年の年始にかけて、応援に動員された人数は下記の表の通り。12月29日～1月3日は管理職、1月4日～1月10日は一般職が動員された。休日も返上するほどの業務量であり、異常な勤務状態であったことが指摘できる。

	12月29日 (水)	12月30日 (木)	12月31日 (金)	1月1日 (土・祝)	1月2日 (日)	1月3日 (月)
管理職人数	6人	6人	6人	6人	6人	6人

	1月4日 (火)	1月5日 (水)	1月6日 (木)	1月7日 (金)	1月8日 (土)	1月9日 (日)	1月10日 (月・祝)
一般職人数	8人	8人	8人	8人	8人	8人	8人

4. 審議事項

(1) 最終報告書について

・監査法人調査チームからの最終的な調査報告書は、その内容を当委員会の最終報告書に盛り込む。

(2) 市への指摘と提案

・業務体制における問題点

適切な発注管理ができておらず、ICT対応も遅れ、職員による異常な勤務状態が発生
3割基準違反・地場産品基準違反が続発、業務マニュアルも存在せず

・解決策の提示

業務分析を実施し、業務マニュアルを作成、ICT化とアウトソーシングを検討すべき
基準違反をリアルタイムで見える化するシステムの構築を行うべき

5. 閉会

<資料一覧>

【資料1】商品代と送料・梱包費の付け替えが行われていた返礼品の事例

【資料2】参加事業者からの牛一頭買いの請求書

表 本返礼品の寄付金額、商品代、梱包代金、送料の推移

	登録時 令和2年 5月21日	令和3年4月頃～ 令和3年6月頃	令和3年7月頃～ 令和3年10月頃	令和3年11月頃～ 令和4年2月頃	令和4年3月1日～ 3月10日	令和4年3月11頃～ 令和4年12月
寄付金額	10,000円	9,500円(↓)	9,300円(↓)	9,000円(↓)	10,000円(↑)	9,500円(↓)
商品代	3,700円	3,000円(↓)	3,000円(→)	3,000円(→)	3,000円(→)	3,000円(→)
梱包代金	850円	800円(↓)	800円(→)	800円(→)	800円(→)	800円(→)
送料(東京)	500円	1,936円(↑)	1,562円(↓)	1,562円(→)	1,562円(→)	1,936円(↑)
合計	5,050円	5,736円(↑)	5,362円(↓)	5,362円(→)	5,362円(→)	5,736円(↑)
3割基準 (商品代÷寄付金額)	37.00% 違反	31.58% 違反	32.26% 違反	33.33% 違反	30.00%	31.58% 違反
5割基準 (合計÷寄付金額)	50.50% 違反	57.36% 違反	53.62% 違反	53.62% 違反	53.62% 違反	57.36% 違反

備考1) 矢印(→・↑・↓)は金額の動き(引き上げ・引き下げ・維持)を意味する。

備考2) 5割基準は個々の返礼品に対して適用されるものではないが、参考として試算した。

備考3) 令和3年7月頃より、同一経営者企業グループの参加事業者Bが、参加事業者Aより同商品の販売を引き継いでいる。

請 求 書

市役所 企画情報部 魅力創生課 御中

請求No. XXXXXXXXXX

請求日

2022年3月5日

牛名:

下記の通り、ご請求申し上げます。

XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

合計金額 **¥10,846,300** (税込)

お支払期限:

摘要	数量	単価	金額
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	1,400,000	¥1,400,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	500,000	¥500,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	1,400,000	¥1,400,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	1,400,000	¥1,400,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	430,000	¥430,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	550,000	¥550,000
淡路牛1頭 XXXXXXXXXX	1	1,400,000	¥1,400,000
淡路ビーフ1頭 XXXXXXXXXX 91431	1	1,600,000	¥1,600,000
淡路ビーフ1頭 XXXXXXXXXX	1	53,800	¥53,800
淡路ビーフ1頭 XXXXXXXXXX 91431	1	1,650,000	¥1,650,000
淡路ビーフ1頭 XXXXXXXXXX 77860	1	462,500	¥462,500
小計			¥10,846,300
消費税			
合計			¥10,846,300

届込先

XXXXXXXXXX 店
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX - XXXXXXXXXX

備考	
----	--

備考) 黒塗りは当委員会の判断によるもの。

以上